

暮らしの安心を支える地域福祉

第4期地域福祉実践計画

令和2年度～6年度 (2020～2024)

【概要版】

支え愛・助け愛のまち えべつⅣ

北のまちから あったかハート



北海道内
社会福祉協議会
イメージキャラクター

ほっとちゃん

社会福祉法人 江別市社会福祉協議会

I 計画の策定

1. 地域福祉実践計画とは

地域福祉実践計画は、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が社会福祉法第109条に位置付けられた「地域福祉の推進役」として、市民・ボランティア・福祉団体等と連携・協働し、地域の様々な福祉課題に対応するための具体的な運営・事業方針を定める計画です。

第4期地域福祉実践計画（以下、「第4期計画」という。）は、さらに地域福祉の充実を図り、かつ、様々な課題への対応を図っていくため、第3期地域福祉実践計画（以下、「第3期計画」という。）に引き続き策定しました。

2. 計画策定の背景

(1) 第3期計画の継承・発展

少子高齢化の急速な進行や核家族化に伴う家庭・家族の介護力の低下、更には住民相互のつながりの希薄化などにより、生活・福祉課題は、複雑・多様化し、暮らしに不安を抱える場合が多くなってきているのが実情です。

国では、こうした状況に鑑み、今後の福祉の在り方の基本コンセプトとして、地域に暮らす人々が地域の課題を自らのこととして受け止め、共に支え合う中で対応していく「地域共生社会」の実現を目指しています。

このようなことから、第3期計画の推進状況や成果・課題の検証を通して、社協が持つ役割や機能をより一層充実させ、これからの時代に対応した地域福祉を推進するのが「第4期計画」です。

(2) 第4期江別市地域福祉計画との連携

地域福祉計画は行政が、市民や地域団体・事業者・行政などが、それぞれの役割のなかで、互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせ、地域の様々な生活課題について解決する「地域ぐるみの福祉」を推進するため策定する計画です。

江別市（以下、「市」という。）においては、第3期江別市地域福祉計画（平成27年度～31年度）を見直し、令和2年度から始まる「第4期江別市地域福祉計画」（以下、「第4期市計画」という。）を策定しました。

第4期市計画と社協の第4期計画が、市内における福祉課題の認識を共有し、目指す内容の整合を図りながら、市と社協が連携・調整をする中で効果的に地域福祉を推進します。

3. 計画期間

第4期市計画と整合を図り、令和2年度から6年度までの5カ年を計画期間とします。

4. 計画の策定体制

自治会、民生委員・児童委員、福祉団体・施設、ボランティア関係者で構成する「地域福祉実践計画策定部会」において、第4期市計画の具体的な内容やアンケート調査結果などを踏まえて策定に取り組みました。

5. 計画の進行管理

第4期計画を実効性のあるものとしていくため、社協の部会組織が、毎年度、事業の実施状況を点検・評価（進行管理）し、適宜修正、見直しを行います。

II 計画の内容

基本目標

暮らしの安心を支える地域福祉

基本計画及び実践事業

基本計画1 地域福祉に関する情報提供や包括的な相談体制による支援

多様な媒体を効果的に活用し、市民が各種福祉サービスに必要な情報をわかりやすく提供するとともに、包括的な相談体制により、日常生活の問題や不安なことを幅広く受け止め、自立を目指してきめ細かく支援します。

1 広報活動による福祉情報の提供 **重点**

多様な福祉制度やサービスの内容、社協事業及び身近な地域の福祉活動などをわかりやすく発信し、社協への理解を深めるとともに、市民の福祉への関心を深めるために実施します。

- (1) 社協だより「幸せな社会」の発行（自主事業）
- (2) ホームページの運営（自主事業）
- (3) 社協事業活動の説明（自主事業）

2 福祉サービスの適正化、苦情対応（自主事業）

3 生活課題に対応した総合的な相談支援 **重点**

支援が必要な方が地域において安心した生活を送れるように、生活全般にわたる困りごとや悩みごとへの相談支援とその体制整備に努めます。

- (1) 生活困窮者自立支援事業（くらしサポートセンターえべつ）の実施（市受託事業）
- (2) 権利擁護の体制整備と相談支援
 - ア. 日常生活自立支援事業の実施（道社協受託事業）
 - イ. 成年後見実施機関（江別市成年後見支援センター）の運営（市受託事業）及び法人後見事業の実施（自主事業）
- (3) 生活安定のための貸付金を活用した相談支援
 - ア. 生活福祉資金の貸付（道社協受託事業）
 - イ. 特別生活資金の貸付（道社協受託事業）
 - ウ. 福祉金庫の貸付（自主事業）
- (4) ボランティアによる日常生活上の悩みごとに関する相談支援（自主事業）
- (5) 生活支援体制整備事業の実施（市受託事業）

社協の 悩みごと 相談	お気軽に ☎ 389-7830 [10時~15時まで]	苦しなで悩みゼロへ		
	火曜日 金曜日	【悩みごとテレホン相談】 江別家庭生活カウンセラーグループ 江別市家庭問題研究会	家庭 生活	電話 相談
	水曜日	【にここ相談室】 江別市家庭問題研究会	家庭 生活	面談 可
	木曜日	【認知症の悩みごと相談】 江別認知症の人の家族を支える会	認知症	面談 可

基本計画2 ボランティア活動で進める福祉の環境づくり

市民がボランティア活動に積極的に取り組めるように様々な活動を支援し、地域福祉の担い手として活動する環境づくりを推進します。

1 ボランティアセンターの運営 **重点**

ボランティア活動の拠点として市民に理解され、活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、ボランティア団体などの活動を支援します。

- (1) ボランティア活動の相談・登録・活動先紹介（自主事業）
- (2) ボランティア活動の基盤整備（自主事業・市補助事業）
- (3) 江別市ボランティア団体連絡会の運営（自主事業）

2 ボランティアの育成・確保

- (1) ボランティア活動者研修の開催（自主事業）
- (2) 傾聴ボランティアの育成（自主事業）

- ◆ボランティア活動保険の加入促進
- ◆登録ボランティア団体への活動費の助成
- ◆各種民間助成金に関する情報提供と申請手続への協力
- ◆活動に対する交通費の助成

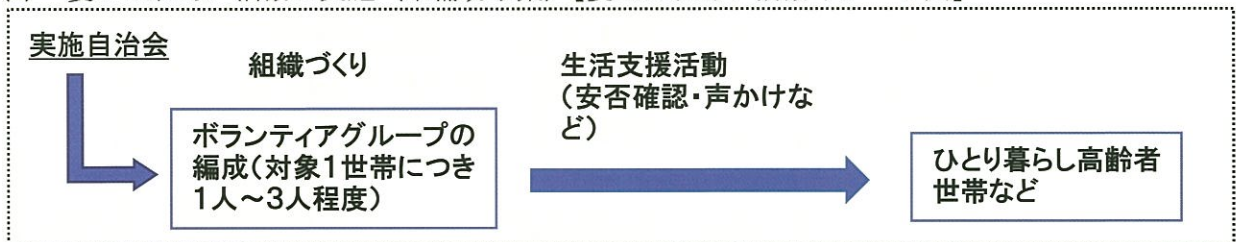
基本計画3 市民参加で進める地域での生活支援や交流活動の促進

身近な地域でのつながりや絆を深め、日常の生活支援や交流活動を促進するとともに、より多くの市民が福祉活動に参加できる機会を提供します。

1 愛のふれあい交流事業の実施 **重点**

高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすことを目的とした助けあい活動や交流活動を支援します。

- (1) 愛のふれあい活動の実施（市補助事業）【愛のふれあい活動イメージ図】



- (2) 地域交流の集い活動の実施（市補助事業）【地域交流の集い活動イメージ図】



- 2 江別市共同募金委員会との協働(自主事業)
- 3 江別ふれあい福祉の広場の開催(自主事業)
- 4 企業・団体の地域貢献活動への支援(自主事業)

基本計画4 体験学習、研修による福祉意識の醸成

多くの市民が福祉のことに関心と理解を深めることが、地域福祉を継続的に推進する基盤となることから、体験学習・研修を通して福祉意識の醸成に努めます。

- 1 地域福祉活動者研修会の開催(自主事業)
- 2 福祉施設での体験学習
 - (1) ワークキャンプ(福祉施設体験学習)の開催(自主事業)
 - (2) ハーフデイボランティアスクールの開催(自主事業)
- 3 総合的な学習の時間や学校・大学の福祉活動への協力(自主事業)
- 4 いきいきシニアスクールの開催(自主事業)

基本計画5 自立した生活を支援する福祉サービスの提供

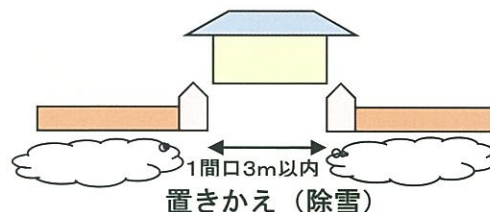
地域において支援を必要とする高齢者や障がいのある方が自立した生活を送れるように、各種の福祉サービスを提供します。

1 雪処理への支援 **重点**

高齢者や障がいのある方が、冬期間安心して暮らせるように除雪サービスを提供します。

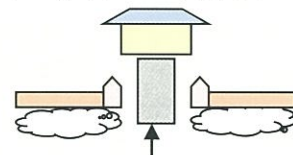
(1) 福祉除雪サービスの実施(市受託事業)

高齢者や障がいのある方の世帯などを対象に、公道除雪後に残された玄関前・車庫前の置き雪を除雪専用車(ロータリー車、ショベルカー)で横に置き換える作業を行います。



(2) 除雪派遣サービスの実施(自主事業)

高齢者や障がいのある方の世帯などを対象に、公道除雪出動日に作業員が玄関から道路までの通路の除雪を行います。



(3) 「えべつ雪の処理情報誌」の作成(自主事業)

- 2 高齢者・障がい者給食サービスの実施(市受託事業)
- 3 障がい児者移動支援事業の実施(自主事業)
- 4 福祉機器の貸与(自主事業)
- 5 北光保育園・野幌季節保育所の運営(市補助事業)

基本計画6 地域に信頼される社協運営のための組織づくり

社協は、社会福祉法に基づき設置された公益性のある社会福祉法人であることから、組織のガバナンス強化や透明性の向上などに努め、地域福祉の推進役としての役割を発揮できるように、市民から信頼される運営に努めます。

1 組織体制の整備

運営・事業の効率化と活性化のため、状況に応じた組織体制の整備を推進します。

(1) 行政との連携（自主事業） **重点**

第4期市計画との連携、調整により事業を推進するとともに、安定した基礎基盤を整備するため、社協の運営・事業推進上の課題などについて、適宜、市と協議します。

(2) 部会・委員会組織の活性化（自主事業）

(3) 役職員などの研修・資質向上

ア．役員・評議員研修の実施（自主事業）【令和3年度から隔年開催】

イ．職員の資質向上（自主事業）

(4) 人事評価の実施（自主事業）

職員の主体的な職務の執行及びより高い能力を持った人材の育成を目的に、職員の業務や能力を公平かつ客観的に評価します。

2 財源基盤の整備

(1) 会員会費制度の定着・促進（自主事業） **重点**

会員会費制度について、自治会、福祉団体・施設、事業所での説明や社協だより「幸せな社会」及びホームページなどへの掲載により、理解と協力を得る中で、加入の促進に努めます。

(2) 社会福祉基金の積立・運用（自主事業）

寄付金を社会福祉基金として積み立て、元金が保証される公共債（国債・政府保証債・地方債）などにより安全・確実に運用し、利息を確保します。

(3) 共同募金からの助成金の確保（自主事業）

(4) 一般寄付金の活用（自主事業）

(5) 各種事業コストの検討（自主事業）

3 事務事業の改善（自主事業）

4 地域の福祉課題の把握（自主事業）（令和5年度検討、6年度実施）

5 総合社会福祉センターの管理運営（市補助事業）

総合社会福祉センターは、ボランティア団体をはじめ様々な市民団体が利用する福祉活動の拠点として、「利用しやすい」「親しまれる」施設運営に努めます。

6 防災・災害対策の推進（自主事業）

社協災害対策計画に基づき、万が一の時に備えた防災・災害対策を推進します。

特に江別市地域防災計画に基づき、大きな災害時に社協が担う災害ボランティアセンターについて、平常時から関連機関・団体、特に、市及び北海道ボランティアセンターとの連携を図り、市民の理解を得るため啓発活動を行うとともに、その運営マニュアルを活用した訓練などを行います。

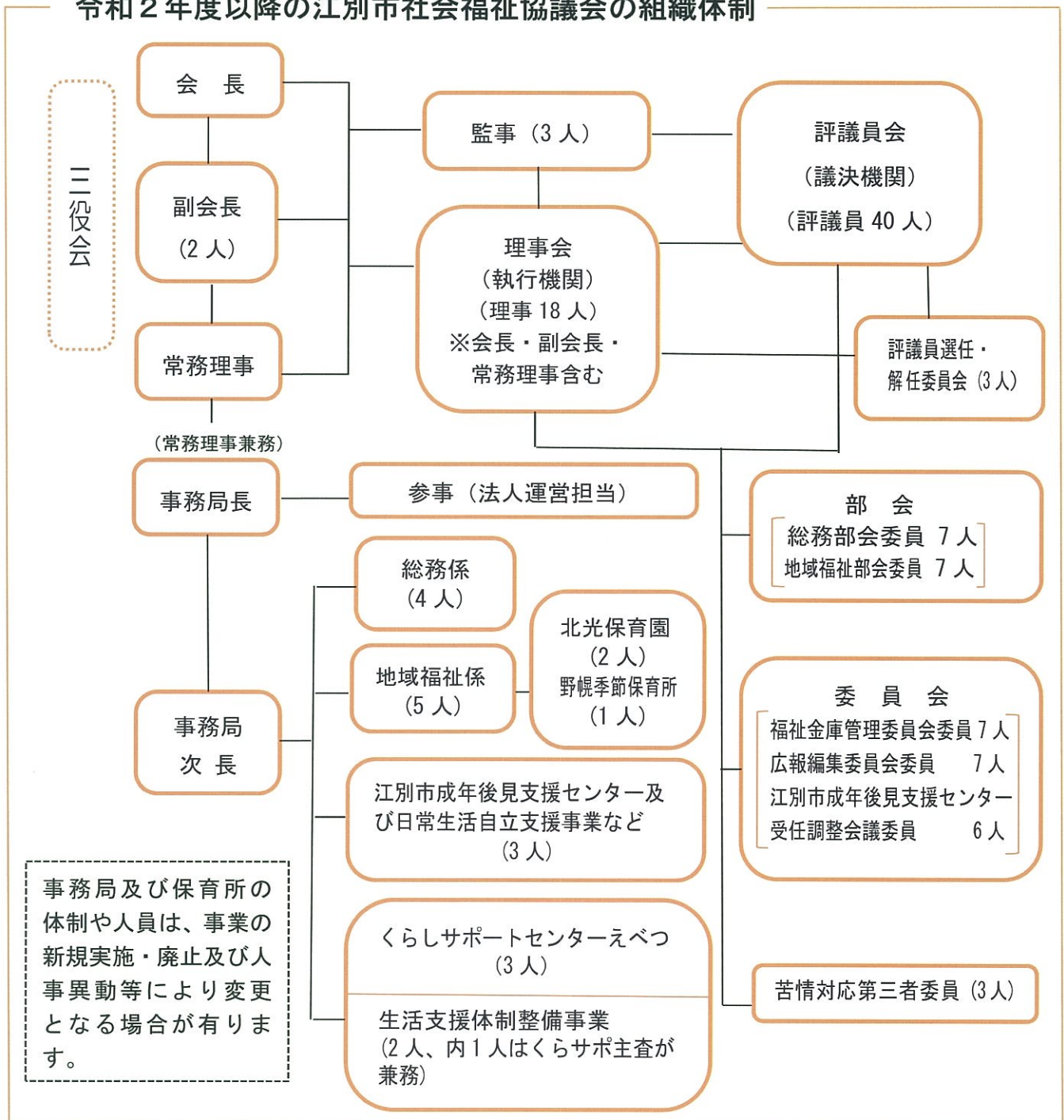
7 地域福祉実践計画の進行管理（自主事業）

Ⅲ 社会福祉協議会（社協）とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された地域福祉推進の中核的な役割を果たすことを目的とした民間の社会福祉法人で、全国の市区町村、都道府県に設置されています。

地域に暮らす市民をはじめ、ボランティア、福祉・保健・医療の関係者、行政機関などの参加と協力のもと、地域の人々が安心して生活できる福祉のまちづくりのため、各種福祉サービスの提供や相談事業、ボランティアや市民活動支援など様々な地域福祉活動を推進しています。

令和2年度以降の江別市社会福祉協議会の組織体制





社会福祉法人 江別市社会福祉協議会

第4期地域福祉実践計画 概要版

発行年月 令和2年3月

発行者 社会福祉法人 江別市社会福祉協議会

〒069-0811 北海道江別市錦町14番地87

江別市総合社会福祉センター内

TEL 011-385-1234 FAX 011-385-1236

ホームページ <http://www.ebetsu-shyakyō.jp>